

日本司法支援センターの中期目標期間における  
組織・業務全般の見直しについての当初案整理票  
説明資料

平成25年9月17日

法 務 省



# 法テラスにおける東日本大震災の被災者支援に関する主な取組について

## I 電話による相談への対応

### ① 関係士業との共催による電話相談

#### (1) 東日本大震災電話相談

実施主体：法テラス，日弁連，東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会

実施期間：平成23年3月23日～同年9月22日，平日午前10時～午後3時

人員態勢：弁護士3名による対応

相談件数：4,309件(日平均34件)

#### (2) 東日本大震災仙台電話相談

実施主体：法テラス，日弁連，仙台弁護士会

実施期間：平成23年4月11日～同年10月7日，平日午前10時～午後6時

人員態勢：弁護士5名による対応

相談件数：7,481件(日平均59件)

#### (3) 東日本大震災岩手電話相談

実施主体：法テラス，岩手弁護士会

実施期間：平成23年5月23日～同年9月30日，月曜日～土曜日午後1時～午後4時

人員態勢：弁護士2名による対応

相談件数：948件(日平均9件)

#### (4) 東日本大震災被災者・避難者支援司法書士無料電話相談

実施主体：法テラス，日本司法書士会連合会，各司法書士会

実施期間：平成23年4月18日～同年6月30日，平日午前10時～午後4時

人員態勢：担当の司法書士会による輪番制

相談件数：546件(日平均11件)

### ② コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）

受付状況：平成23年3月14日～平成25年8月31日

震災関係の問い合わせ件数 4,673件

問い合わせ総件数 814,231件

## II フリーダイヤルによる相談窓口の設置

法テラスでは、平成23年11月1日から、コールセンターにフリーダイヤル「震災 法テラスダイヤル（0120-078309）」を設置し、おなやみレスキュー二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因するトラブルについて、その問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等についての情報提供を実施している。

## III 被災地出張所の設置

法テラスでは、被災者の抱える法的問題の解決について専門家による支援の需要が増加すると考えられることから、これに対応するため、宮城県本吉郡南三陸町（平成23年10月2日）、亶理郡山元町（同年12月1日）、東松島市（平成24年2月5日）、岩手県上閉伊郡大槌町（同年3月10日）、大船渡市（平成25年3月24日）、福島県二本松市（平成24年9月30日）及び双葉郡広野町（平成25年3月17日）の計7箇所の出張所を開所した。これらの出張所では、関係機関等と連携協力の上、弁護士による無料法律相談、各種専門家（司法書士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士、土地家屋調査士、建築士、税理

士)による無料相談(消費者庁・国民生活センターと連携)、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅等での巡回相談などを実施しているほか、宮城県内の出張所では、仙台弁護士会のADR窓口を併設し、被災者の様々なニーズに対応している。

#### IV 東日本大震災法律援助事業

法テラスでは、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(平成24年4月1日施行)により新設された「東日本大震災法律援助事業」(\*)を実施している。

※東日本大震災法律援助事業…東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都を除く。)に平成23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力の状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務

#### 【東日本大震災法律援助事業実績(平成24年4月～平成25年7月)】

	<u>法律相談援助</u>	<u>代理援助</u>	<u>書類作成援助</u>
宮 城	25,649件	385件	4件
福 島	13,362件	457件	3件
岩 手	10,542件	94件	0件
その他	10,419件	2,556件	4件
合 計	59,972件	3,492件	11件

#### V 常勤弁護士の被災地自治体への派遣

日本弁護士連合会と連携して、被災地支援のため、宮城県東松島市(平成25年4月1日から)、気仙沼市(同年9月1日から)、福島県相馬市(同年6月1日から)及び浪江町(同年8月1日から)に法テラスの常勤弁護士を派遣し、自治体職員として復興に尽力している。

# 法テラス被災地出張所及び常勤弁護士自治体派遣

## 《被災地出張所》

- 弁護士による無料法律相談
- 各種専門家(司法書士, 行政書士, 社会保険労務士, 社会福祉士, 土地家屋調査士, 建築士, 税理士)による無料相談(消費者庁・国民生活センターと連携)
- 車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅等での巡回相談

### 岩手県

岩手県上閉伊郡大槌町  
平成24年3月10日「法テラス大槌」開所

岩手県大船渡市  
平成25年3月24日「法テラス気仙」開所

### 宮城県

宮城県本吉郡南三陸町  
平成23年10月2日「法テラス南三陸」開所

宮城県東松島市  
平成24年2月5日「法テラス東松島」開所

宮城県亘理郡山元町  
平成23年12月1日「法テラス山元」開所

### 福島県

福島県二本松市  
平成24年9月30日「法テラス二本松」開所

福島県双葉郡広野町  
平成25年3月17日「法テラスふたば」開所

## 《常勤弁護士自治体派遣》

- 街づくりのための実施行為(高台への集団移転に伴う用地買収交渉等)
- 災害援護資金貸付事業の適切な実施への関与
- 復興アクションプランの改訂作業への関与
- 復興関連の条例立案
- 震災対応をする職員への法的助言
- 自治体職員に対する研修実施 など

### 宮城県

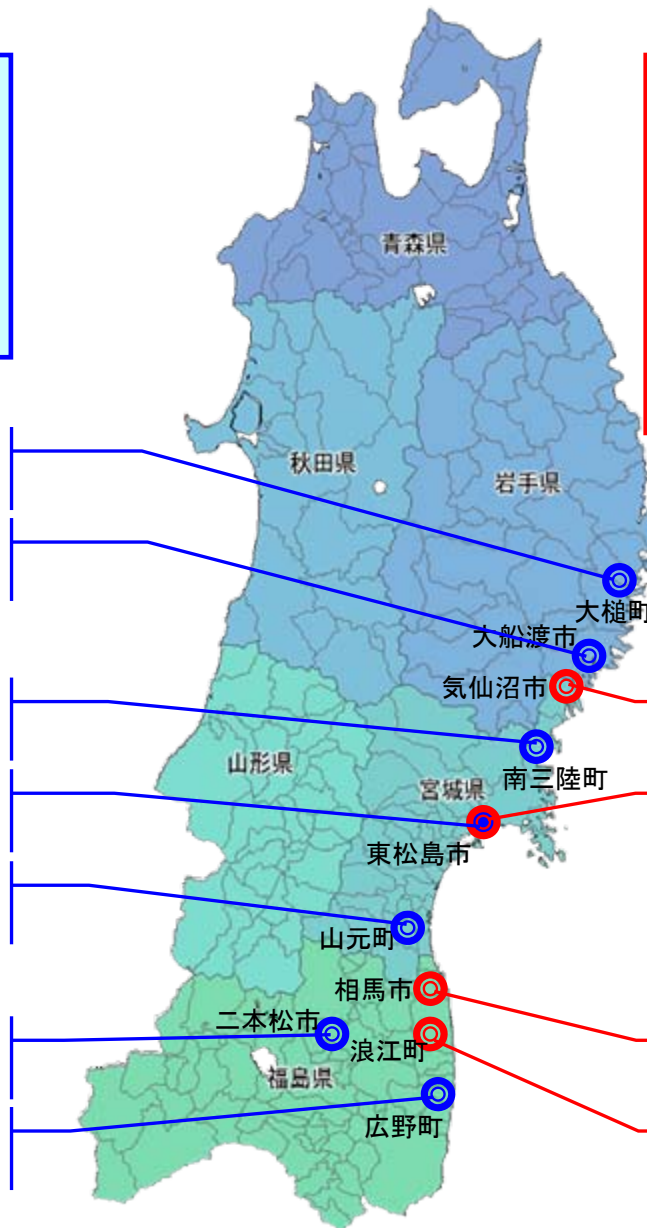
宮城県気仙沼市  
平成25年9月1日～

宮城県東松島市  
平成25年4月1日～

### 福島県

福島県相馬市  
平成25年6月1日～

福島県浪江町  
平成25年8月1日～

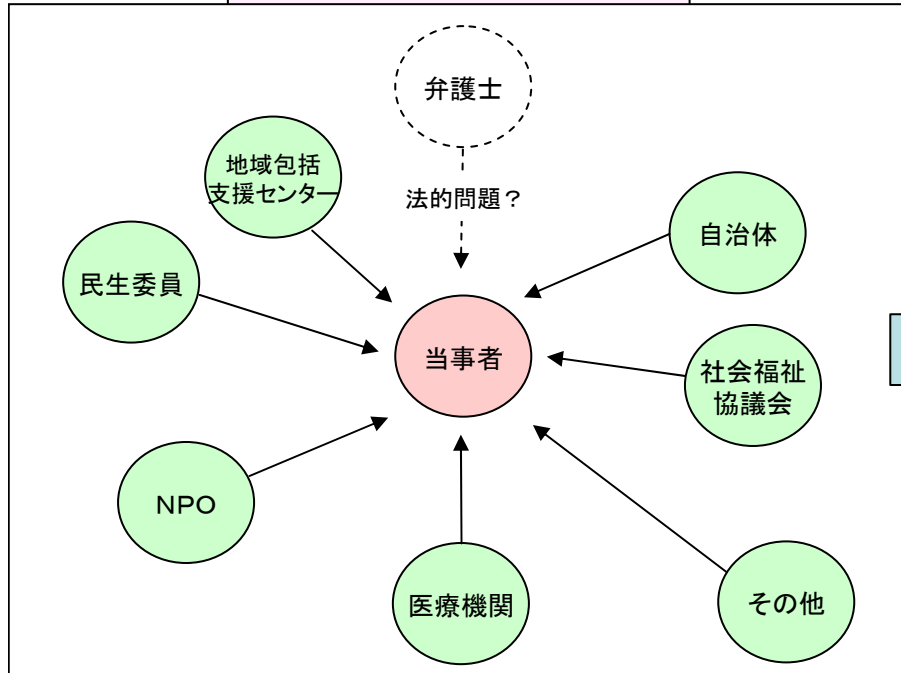


# 法テラスにおける司法ソーシャルワーク

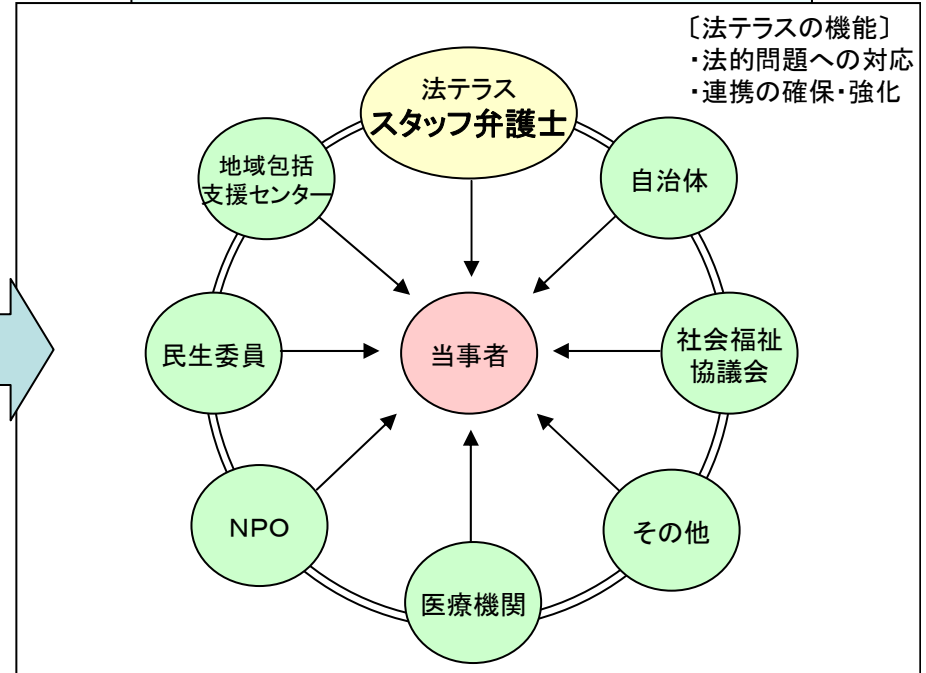
## 〔司法ソーシャルワークとは〕

自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等について、福祉機関等との連携を強化し、同機関から情報を得るなどして、被援助者にアウトリーチし、法的問題点については弁護士等、福祉的問題点については福祉担当者がそれぞれ担当して、全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供する施策

### これまでの支援・連携のイメージ



### 司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



### 問題点と課題

- ① 福祉サイドに弁護士等とのネットワークがない  
⇒ 福祉サイドから法的援助につなげることが困難
- ② 関係機関との連携構築や連絡対応等通常事件以上に業務量が多い被援助者が認知能力に問題を有するなど事件自体困難な場合が多い  
⇒ これに見合った報酬が見込めず、一般弁護士を主要な担い手とすることは困難



- 民間に委ねても、適切な実施は見込めない。
- 超高齢社会を迎え、全国均質的なサービス提供の実施が必要  
⇒ 国が責任を持ってサービスを提供する必要あり

### 法テラスが司法ソーシャルワークを担う必要性

- ① 法テラスは関係機関との連携を業務とする国が設立した法人  
⇒ 信用性が高く、公的機関との連携がしやすい
- ② 全国に事務所を有する  
⇒ 全国均質的なサービス提供が可能  
⇒ 地域間の連携も可能
- ③ 主たる担い手としてスタッフ弁護士を擁する  
⇒ もともと関係機関との連携意識が高く、連携を要する業務に慣れている  
⇒ 給与制であり、報酬に関する問題が支障とならない